

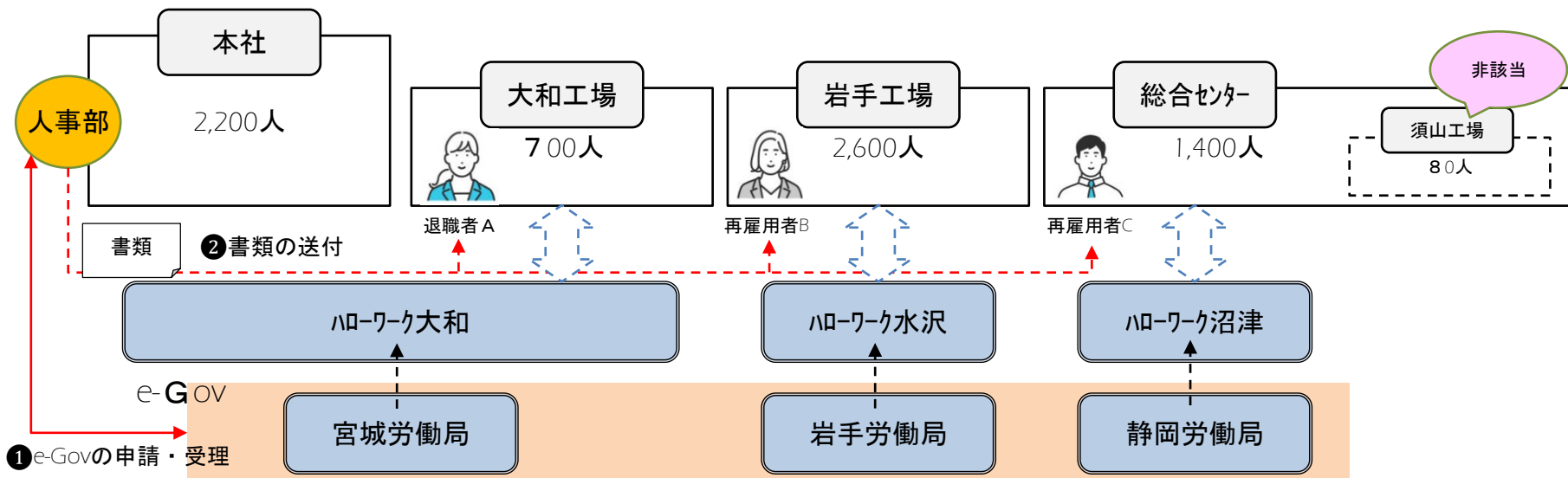
1. 現状

- ◇ 労働保険（労災保険、雇用保険の総称）は、従業員（被保険者）に関する事務手続きを各事業所単位で処理することになっており、一般的には、各事業所に担当者を配置するなどして、雇用保険に関する手続きを所轄ハローワークとの間でおこなっている。

なお事業所規模が小さく、担当者を配置できない等の事情がある場合、「雇用保険事業所非該当承認申請」を提出・承認を受けることで、本社、支社など上位事業所が一括して手続を行えるようになる。

- ◇ 弊社では、**本社人事部が事務手続きデータをシステムで一元管理し、事務手続きはe-Govを利用。**各事業所に担当者を配置してはいないが、**e-Govにおいても、各事業所管轄の労働局ごとに、電子申請を行う必要がある。**

【処理の流れ（現状）】

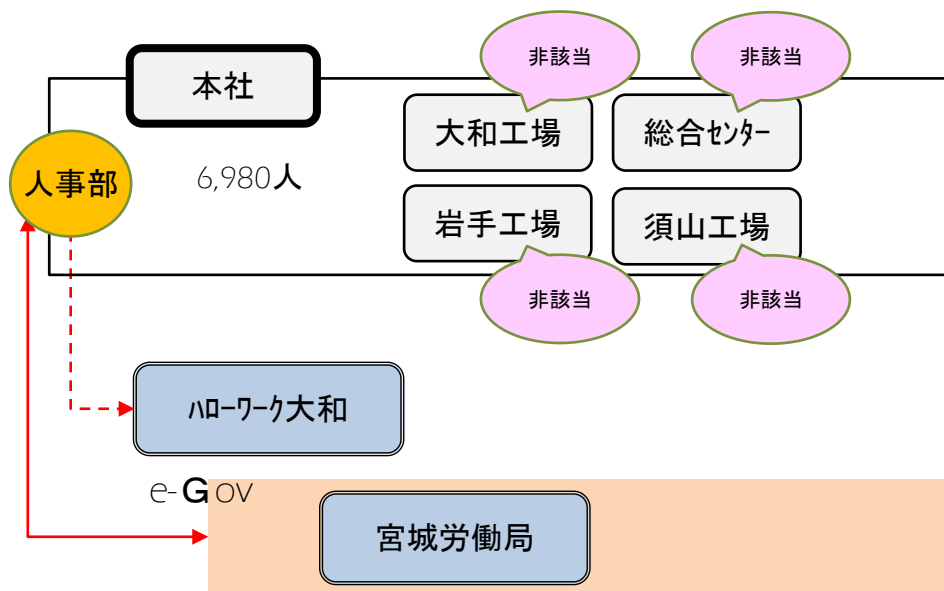


事務手続きはe-Govでほぼ完結し、各事業所への担当者配置が不要となっている。ここは、e-Govにより効率化された部分であり、大変感謝。

2. 労働局への相談

- ◇ 社内のシステム整備が更に進んだため、本社以外の事業所について、「雇用保険事業所非該当承認申請」をおこない、全ての事業所の事務処理を、本社と宮城労働局（ハローワーク大和）で完結させることができないうか、労働局に相談。
- ◇ 宮城労働局からは「各事業所従業員規模も大きい」とされ、非該当承認申請は受理されず。

【処理の流れ（見直し案）】



- ◆ 退職者のうち単身赴任者などは、退職後に本宅へ戻って求職活動するケースも多く、被保険者資格のみ管理できれば、（所属している）事業所を管理する必要はないのでは？
- ◆ 厚生年金事務、労働保険（徴取）事務は類似の運用が認められている。（雇用保険は、従業員転勤の都度、転勤届も必要）



企業が集中的な処理をおこなう際の
阻害要因になっているのでは？
（特に事業所数が多い企業ほど煩雑）

3. 要望

企業が雇用保険業務を本社等で集中システム処理を行う場合には、一定の条件の下、1社1事業所での事務処理を認可いただき、官民一体となった事務効率化をすすめたい。

事務取扱要領の抜粋

The screenshot shows the official website of the Ministry of Health, Labour and Welfare. The page title is '雇用保険に関する業務取扱要領（令和4年10月1日以降）'. The breadcrumb trail is: ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用 > 雇用分野のトピックス > 雇用保険に関する業務取扱要領（令和4年10月1日以降）. The page content includes a table of contents for '適用関係' (Applicable Relationships) with links to sections 1-5, 6-10, 11-15, and 16-24. Below this is the section '一般被保険者の求職者給付' (Unemployment benefits for general insured persons) with a link to its table of contents. On the right, a navigation menu is visible with categories: 政策について, 分野別の政策一覧, 健康・医療, 子ども・子育て, 福祉・介護, 雇用・労働, 雇用, and 人材開発.

- ハ 事業所非該当承認は、一の経営組織としての独立性を有しない施設につき一の事業所として取り扱わないことを承認するものであり、徴収法第9条の規定による継続事業の一括の認可や本社等で一括して事務処理を行う場合（22061）のように、賃金計算等の事務をコンピュータ等により集中管理する事業について、事業主及び行政の事務処理の便宜と簡素化を図るために行うものではない。